医療救護所の設置場所の見直しについて(案)

★区民対象の医療救護所

エリア	医療救護所 (見直し前)	医療救護所(案) (見直し後)
四谷地区	四谷中学校	
箪笥地区	愛日 小学校	津 久戸 小学校
榎町地区	鶴巻小学校	
若松地区	富久 小学校	余丁町小学校
大久保地区	大久保小学校	
戸塚地区	戸塚第二 小学校	新宿西戸山 中学校
落合第一地区	落合第二小学校	
落合第二地区	落合第三小学校	
柏木地区	柏木 小学校	西新宿中学校
角筈地区	西新宿小学校	

【医療救護所の見直しの考え方】

- ①救護スペース(トリアージスペース等)及び医療資材設置スペースを確保
- ②可能な限り、病院の近接地に設置
- ③特別出張所管内ごとに1か所を目安にしながら、区全体のバランスを配慮
- ④立地条件(幹線通りに近い等アクセスの利便性)に配慮

★昼間人口対象の緊急医療救護所

©間人口が集中する新宿駅東口エリア・西口エリアについては、検討課題となっている。

今後、駅周辺の医療救護所については、新宿駅周辺防災対策協議会とも協議 し、検討を進める。

災害時における医療救護体制について

東京都の新たな方針をふまえ、区の災害医療体制について見直すものとする。

1 東京都の新たな災害医療体制について

都では、災害医療協議会の検討結果を都地域防災計画に反映している。

(1)フェーズ区分の細分化

フェーズ区分を従来の2区分から6区分に細分化 (72時間までの超急性期が外傷治療・救命救急のピーク)

(2)全ての医療機関の役割分担を明確化

限られた医療資源を有効活用するため、すべての病院を災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院に分類。

医療救護所については、超急性期においては「緊急医療救護所」を災害拠点病院等の近接地等に設置し、以降は、健康管理や公衆衛生のため「医療救護所」を設置。

(3)情報連絡体制の構築

東京都、二次医療圏、区に災害医療コーディネーターを設置し、各コーディネーターを 中心にした情報連絡体制を再構築。

2 区の新たな災害医療体制について

都の方針を受け、区の実情に応じ、次のとおり災害医療体制を見直す。

(1) 医療救護所の設置場所の変更

10 か所のうち4か所を災害拠点病院に近い学校避難所に変更する。 また災害拠点病院から遠い地区(榎町、戸塚、落合第一・第二地区)には、医療人材を手厚く配置する等の対応策を別途検討する。

(2) 医療救護所の機能の明確化

超急性期 (72 時間) までは、医療救護所入口でトリアージを行い、重症者及び中等症者を 医療機関へ搬送する。また軽症者に対しては応急処置を行う。

急性期以降は、避難者に対する健康相談、診察、服薬指導等の巡回診療を行う。

(3) 区災害医療コーディネーターの配置

災対健康部に、区災害医療コーディネーターを配置する(新宿区医師会に依頼予定)。 主に医療人材の配置調整及び活動助言、また傷病者の医療機関への受入れ調整、医薬品の 配分調整等を担う。

(4) (仮称) 災害医療救護支援センターの設置

区民健康センター跡地の複合施設に、医療救護活動を支援するための「医療救護活動拠点」を整備する。地下1階に医薬品備蓄保管庫を設置し、医薬品の「供給拠点」とする。また 医療チーム等の宿泊を想定した待機施設、またミーティング場所として、医療情報・活動 の集約、在宅療養支援等の状況に関する情報交換などを行う。

なお、開設予定の平成 26 年 6 月以降の発災時には、区災害医療コーディネーターは、当センターに参集し、健康部職員と共に、災害時の医療活動をバックアップする。

(5) 昼間人口対象の緊急医療救護所の設置(検討中)

新宿駅東口・西口エリアに緊急医療救護所を設置することを検討中。